

短時間労働者に対する被用者保険適用拡大 (厚生年金、健康保険)

令和7年6月14日
全国生活衛生営業指導センター

企業・法人		適用要件			法改正 当初案 ⇒ 改正法
施行時期		2016年10月～ (平成28年)	2022年10月～ (令和4年)	2024年10月～ (令和6年)	
適用企業規模 (被保険者数)		501人以上	101人以上	51人以上	要件撤廃 (全企業・法人適用) → 段階的適用 (2035年10月完全実施)
対象短時間労働者 (パート・アルバイト)	週労働時間	20時間以上	同 左	同 左	20時間以上
	月額賃金 (年収)	88,000円/月 (106万円/年)	同 左	同 左	撤 廃 → 撤 廃
	勤務期間	1年以上 勤務見込み	2ヵ月以上 勤務見込み	同 左	2ヵ月以上勤務見込み
	学 生	適用除外	同 左	同 左	適用除外
法律改正時期		平成24年改正	令和2年改正		令和7年 法律改正

(注) 上記の要件を満たす短時間労働者が強制適用の対象者。

個人事業主 (生活衛生等)		現 行	法改正 当初案 ⇒ 改正法
常時5人以上の者を 使用する事業所 (パート・アルバイトを除く)		非 適 用 (任意包括適用)	全業種適用 (※ 正規、短時間労働者) → 強制適用 (ただし、施行時の 既存事業所を除く)
5人未満の者を使用する 事業所 (パート・アルバイトを除く)		非 適 用 (任意包括適用)	同 左

2029年10月施行
当面期限を定めず
適用除外
(任意包括適用可)

※ 国民年金加入の正規従業員も改正後は厚生年金に加入。短時間労働者の適用要件は企業・法人と同様。

短時間労働者に対する被用者保険適用拡大の概要 (厚生年金、健康保険)

令和7年6月14日
全国生活衛生営業指導センター

1. 短時間労働者に適用する企業規模要件（従業員50人超）を撤廃 ⇒ 段階的適用（令和9年10月～）

- (1) 企業規模要件を段階的に変更し、十分な準備期間を確保できる施行期日を設定。
- (2) 従業員50人以下の企業・法人で働く年収106～151万円程度の短時間労働者について、労使折半の保険料の負担割合を変えて事業主が多く負担する特例措置を創設。その際、事業主が折半を超えて負担する保険料の全額を支援(保険料還付)する。
(特例措置の適用期間は3年間とし、最初の申し出を除き、その期間中は特段の申請等を要しない。なお、事業主負担の変更割合は法律で定める※1。)

企業・法人	現 行	令和9年10月～ (法律公布から約2年後)	令和11年10月～ (公布から約4年後)	令和14年10月～ (公布から約7年後)	令和17年10月～ (公布から約10年後)
企業規模要件 (従業員数)	50人超	35人超	20人超	10人超	10人以下(要件撤廃)
事業主負担 保険料還付 (負担割合変更) ※短時間労働者が対象	保険料は 労使折半 (1/2)	従業員50人～36人の事業主が労使折半を超えて負担した保険料の全額を還付 (令和9年10月～3年間)	従業員35人～21人の事業主が労使折半を超えて負担した保険料の全額を還付 (令和11年10月～3年間)	従業員20人～11人の事業主が労使折半を超えて負担した保険料の全額を還付 (令和14年10月～3年間)	従業員10人以下の事業主が労使折半を超えて負担した保険料の全額を還付 (令和17年10月～3年間)

※1. 3年目は事業主が保険料を多く負担する割合は半減する。 ※2. 施行前でも短時間労働者が事業所単位で任意に加入できる制度が活用可能。

2. 個人事業所(5人以上規模)の非適用業種を解消 ⇒ 全業種適用（法施行時の既存事業所を除く）

- (1) 常時5人以上の者を使用する個人事業所を全て適用事業所とする。ただし、既に事業を営んでいる現在の法定17業種以外の事業所は当面適用期限を定めず現行制度により運用する。なお、任意包括適用の活用を促しつつ適用拡大を図る。
- (2) 法施行後の新規開業者及び任意包括適用による既存事業者の適用には企業・法人同様、年収106～151万円程度の短時間労働者について事業主が負担割合を変えて多く負担した場合、折半を超えて負担する保険料を支援(保険料還付)する。
(特例措置の適用は3年間とし、最初の申し出を除き、その期間中は特段の申請等を要しない。なお、事業主負担の変更割合は国が定める。)

個人事業所	現 行	令和11年10月（法律公布から約4年後）		
現行法定17業種以外の個人事業所 (生活衛生業等)	非 適 用	新規開業 事業所	要 件	適 用（改正法施行後の新規開業事業所に適用）
			負担割合変更	短時間労働者が強制適用になれば、労使折半を超えて負担した保険料を支援(還付)
		既 存 事業所	要 件	非適用（改正法施行時の既存事業所は当面期限を定めず非適用）
			負担割合変更	「任意包括適用」を活用して適用事業所となり短時間労働者が適用になれば、労使折半を超えて負担した保険料の全額を還付